

第19号議案

品川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

高校生等の保険診療による入院医療費の自己負担分および入院時の食事療養標準負担額の助成を実施するに当たり、所要の改正を行う。

2 事業内容

(1) 対象

高校生等（15歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある子ども）を養育している保護者

ただし、婚姻している子ども及び事実上婚姻関係と同様の事情にある子どもを除く。

(2) 助成要件

ア. 健康保険に加入していること

イ. 子どもの住所が区内にあること

(3) 助成範囲

対象となる子どもが平成31年4月1日以降受けた、各健康保険適用の入院診療費の自己負担分および入院時の食事療養標準負担額。

同年7月1日から申請受付を開始する。

(4) 所得制限

なし

(5) 助成方法

医療証は発行せず、償還払い方式のみとし、窓口で申請を受け付け指定された保護者の金融機関口座に振込む。

3 事業予算 18,715千円

(内訳) 入院医療費の助成 8,039千円

システム改修費 10,676千円

4 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

5 施行期日

平成31年4月1日

品川区子どもの医療費の助成に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>○ 品川区子どもの医療費の助成に関する条例 平成4年10月19日 条例第38号</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、子どもを養育している者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成および保健の向上を図り、子育ての支援に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども <u>児童および高校生等をいう。</u> (2) <u>児童</u> 15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 (3) <u>高校生等</u> 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち児童以外のものをいう。 (4) 子どもを養育している者 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母 イ 父母に監護されず、またはこれと生計を同じくしない子どもを監護し、その生計を維持する者 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件を備えている子どもを養育している者とする。 (1) 養育している子どもが品川区内に住所を有すること。 (2) 養育している子どもが、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者または規則で定める社会保険に関する法令(以下「社会保険各法」という。)の規定による被扶養者であること。 2 前項の規定にかかわらず、養育している子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としなない。</p>	<p>○ 品川区子どもの医療費の助成に関する条例 平成4年10月19日 条例第38号</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、子どもを養育している者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成および保健の向上を図り、子育ての支援に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>子ども</u> 15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 (2) 子どもを養育している者 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母 イ 父母に監護されず、またはこれと生計を同じくしない子どもを監護し、その生計を維持する者 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件を備えている子どもを養育している者とする。 (1) 養育している子どもが品川区内に住所を有すること。 (2) 養育している子どもが、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者または規則で定める社会保険に関する法令(以下「社会保険各法」という。)の規定による被扶養者であること。 2 前項の規定にかかわらず、養育している子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としなない。</p>

新	旧
<p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。</p> <p>(2) 規則で定める施設に入所しているとき。</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法第6条の4に規定する里親に委託されているとき。</p> <p><u>(4) 現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしているとき。</u></p> <p>（助成の範囲）</p> <p>第4条 区は、子どもの疾病または負傷について国民健康保険法または社会保険各法の規定により医療に関する給付 <u>（高校生等にあつては、入院に係るものに限る。）</u> が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって子どもに係る国民健康保険法による世帯主もしくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を助成する。</p> <p>2 前項の助成は、他の法令による医療に関する給付等を受けることができるときは、その給付等の限度において行わない。</p> <p>（医療証の交付）</p> <p>第5条 <u>児童に係る</u> 医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより区長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する医療証の有効期間は、<u>児童</u>の年齢、交付申請の時期等に応じ、規則で定める。</p> <p>（助成の方法）</p> <p>第6条 <u>児童に係る</u> 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が病院、診療所もしくは薬局またはその他の者（以下「病院等」という。）において、医療証を提示して、診療、薬剤の支給または手当を受けたときに、助成する額を <u>当該病院等に支払うこと</u> によって行う。</p> <p><u>2 高校生等に係る医療費の助成は、当該高校生等が病院または診療所におい</u></p>	<p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。</p> <p>(2) 規則で定める施設に入所しているとき。</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法第6条の4に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>（助成の範囲）</p> <p>第4条 区は、子どもの疾病または負傷について国民健康保険法または社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって子どもに係る国民健康保険法による世帯主もしくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を助成する。</p> <p>2 前項の助成は、他の法令による医療に関する給付等を受けることができるときは、その給付等の限度において行わない。</p> <p>（医療証の交付）</p> <p>第5条 医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより区長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する医療証の有効期間は、<u>子ども</u>の年齢、交付申請の時期等に応じ、規則で定める。</p> <p>（助成の方法）</p> <p>第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が病院、診療所もしくは薬局またはその他の者（以下「病院等」という。）において、医療証を提示して、診療、薬剤の支給または手当を受けたときに、助成する額を病院等に支払うことによって行う。</p>

新	旧
<p><u>て、入院に係る診療を受けたときに、助成する額を対象者に支払うことによ</u> <u>って行う。</u></p> <p>3 <u>第1項</u>の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>(届出)</p> <p>第7条 <u>児童に係る</u>対象者は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに区長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出のほか、区長が必要があると認めるときは、<u>児童に係る</u>対象者に現況に関する届出を行わせることができる。</p> <p>3 前2項の規定による届出のほか、対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名および住所または居所（氏名または住所もしくは居所が明らかでないときは、その旨）ならびに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。</p> <p>(譲渡または担保の禁止)</p> <p>第8条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。</p> <p>(損害賠償の請求権の譲渡)</p> <p>第8条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。</p> <p>2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>(助成費の返還等)</p> <p>第9条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると</p>	<p>2 <u>前項</u>の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>(届出)</p> <p>第7条 対象者は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに区長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出のほか、区長が必要があると認めるときは、対象者に現況に関する届出を行わせることができる。</p> <p>3 前2項の規定による届出のほか、対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名および住所または居所（氏名または住所もしくは居所が明らかでないときは、その旨）ならびに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。</p> <p>(譲渡または担保の禁止)</p> <p>第8条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。</p> <p>(損害賠償の請求権の譲渡)</p> <p>第8条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。</p> <p>2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>(助成費の返還等)</p> <p>第9条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると</p>

新	旧
<p>きは、その者から当該助成を受けた額の全部または一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた医療費の助成事由に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。</p> <p>(2) 第7条第3項本文の規定に違反して、届出を行わなかったとき。</p> <p>(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権の譲渡を行わなかったとき。</p> <p>(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。</p> <p>2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、または助成した医療費を返還させることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第2条、第3条第2項第4号、第4条第1項および第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</u></p>	<p>きは、その者から当該助成を受けた額の全部または一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた医療費の助成事由に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。</p> <p>(2) 第7条第3項本文の規定に違反して、届出を行わなかったとき。</p> <p>(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権の譲渡を行わなかったとき。</p> <p>(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。</p> <p>2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、または助成した医療費を返還させることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>